

## ～紙おむつの給付について～

### 1 給付方法

裏面の配布対象となる種類のうち、1種類をお配りします。

毎月**25日頃までに順次**、配達業者が受給者宅へお届けします。

- ・受取時には、受領印を押印してください。
- ・ご家族不在時には、玄関先等に置いていくこともあります。
- ・不在時に配達されていた場合には、配達業者まで受け取った旨の連絡をお願いいたします。

※5月・8月・1月は営業日の都合上、配達日がずれる場合があります。

### 2 請負業者

株式会社 高橋医科器械店（住所：今泉 111-3）

電話：0120-980-652

受付時間 月～金 午前9:00～午後5:00

（上記以外の時間帯は 0493-23-2522）

### 3 集金方法

紙おむつの配達時に、現金で集金いたします。

※配達時の集金が困難な場合は、請負業者へご相談ください。

### 4 その他

次月分の**配布物の変更**は、下記の期日までに請負業者へご連絡ください。

※業者の訪問時に次回配布分の紙おむつの種類を変更することも可能です。

|  |   |
|--|---|
| <p><b>A 地区</b><br/>変更締切<br/>前月の20日まで<br/>配達は1日から中旬</p> | <p>岡・大谷・東平・野田・松山・沢口町・殿山町・石橋・新郷・上唐子・下唐子<br/>神戸・葛袋・今泉・古凍・柏崎・上野本・下野本・上押垂・下押垂・下青烏<br/>山崎町・新宿町・五領町・六軒町・六反町・松本町・御茶山町・若松町・幸町和<br/>泉町・美土里町・箭弓町</p>                          |
| <p><b>B 地区</b><br/>変更締切<br/>前月の末日まで<br/>配達は中旬から25日</p> | <p>高坂・早俣・正代・宮鼻・毛塚・あずま町・元宿・西本宿・大黒部・桜山台<br/>田木・岩殿松風台・旗立台・白山台・神明町・市の川・美原町・小松原町<br/>材木町・松葉町・松山町・加美町・砂田町・本町・日吉町・グループホーム、有<br/>料老人ホーム等の特別養護老人ホームや介護老人保健施設<b>以外の施設</b></p> |

【注意事項】以下のいずれかに該当する場合は、**高齢介護課**までご連絡ください。

- ① 申請書の内容に**変更が生じた**とき
- ② 対象者の状態が変わり、**該当しなくなった**とき
- ③ 対象者が病院に**入院した**とき
- ④ 対象者が**特別養護老人ホーム**や**介護老人保健施設**に入所したとき
- ⑤ 紙おむつの給付を受けることを**辞退する**とき

<問い合わせ先>

東松山市役所 高齢介護課 高齢福祉グループ

TEL 21-1406（直通）